

琉球大学学術リポジトリ

日米関係 沖縄返還20

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796

想定

外務省

第八十一国会 本会 議 (質問者)

三月五日(金)

参(外内)委員会

木村中守義 (社)

問二 現地で傳受したテープは、どこへどの

ような経路で送っているのか。放送内容

の確認はどのようにしているのか。また、国書を

ほうようのものがあるのかどうか。(郵政省および外務省)

答(郵)

(郵政省答(子カ))

答(一) 現地で傳受した録音テープは、

毎日、書留とする。航空小包郵便し

(衆) 木村中(社) 問二

で外務省へ送付いたします。なお、放送
内容の把握にについては、外務省で行なわれてお

ます。(郵政省電波監理局法規課作成)

(2) (外務省答申可)

沖縄郵政管理事務所電波監理部監

視譯で録音されたテープは外務省

に送付され、外務省では、その全内容

の項目別リスト ↓

（株）五研（社）問二

Radio

✓ ✓

news

を作成し、その重要と思われるものについては
翻訳のし、その内容の把握に努めている。

(何時までの放送を把握しているかとの質問に対し)

録音の送付、項目リストの作成、重要なもの

翻訳、印刷製本等に約十日間位を要し

ている。(五月十四日現在把握しているのは

四月二十五日
五月十日の放送の内容である。)

(3) VOAの中継番組は、ニュース、時事解

問 (株) 森中社

— 2

3

外務省

説をいし新聞論調の紹介及び音楽を内容
とするものであり、その放送にはなんら
刺激的なもの含まれていない。

(アメリカ局 深田北半才一課長)

家
予
森
野
社
問

秘
無期限

アメリカ局長

条約課長

参事官

通譯課長

法規課長

北米第一課

沖繩VOA中継局問題
(上原議員の関心事項)

50.12.4.

米北

4日 沼田より在京米大ミラー公使に
対し、3日上原衆議院議員(衆社)に

対しお方より説明した模様につき次の
通り述べた。

(1) 在京米大より入手した番組表
等に基づき、お送内容につき説明した

こと、上原議員は特にお送内容に
ついては追及しなかった。

(2) 上原議員の主要関心は、中継局
移転時の日本人職員への処遇及び

土地の復元にある。4日衆院内閣
審議において二の角度から復元が予

想される。今後、復元の復元は答
えられぬ。現在VOAが地主と結ん
だ（思案内、国頭では契約が結ばれており、北谷では契約が結ばれていない）

この契約の内容、復元を以て復元
補償への言及及び等について至急

承知したい。なお、これは、沖縄国
会発議以来、VOA施設の土地の
（復元の）

使用は、米国防務（VOA）と地主
の間の私法上の関係によるものである

その立場を以て来ており、復元につ
いては、その立場から答える

と云うこと。

土地の支払を以て理由

又、ミラーによつて、現地VOAと連絡して契約内容等を調査する旨述べら

せし、復元問題については、現在VOAが使用している equipment を如何

に処分するか (NHKが equipment を見てみよとの話あり。また equipment 土地の所有は)

を誰かが「いきつぐ」場合には、元の者との地主との間の契約問題 (なるじ) 注1

の問題と密接にかかっているか、なり、確然たる問題となるべきか、考慮される

と述べている。

注1 昨年3月28日のVOAの将手の運営に関する協議に必要との予備協 (日米間)

議の席上、米側より、中継局の発電 GA-6 外務省

機等の車い機材を月半のセニかの
放送局が引取ってくれれば好都合

であると考えている旨述べたことかある。

第七十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

昭和五十年十一月二十日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

- 恩給に関する小委員
越智 伊平君
加藤 陽三君
旗野 進一君
吉永 治市君
大出 俊君
中路 雅弘君
受田 新吉君
加藤 陽三君

昭和五十年十二月五日(金曜日) 午前十時一分開議

- 出席委員
委員長 藤尾 正行君
理事 越智 伊平君
理事 加藤 陽三君
理事 箕輪 登君
理事 中路 雅弘君
赤城 宗徳君
大石 千八君
竹中 修一君
林 大幹君
吉永 治市君
和田 貞夫君
鬼木 勝利君
受田 新吉君

- 出席政府委員
外務大臣 宮澤 喜一君
防衛庁防衛局長 丸山 昂君
外務大臣官房長 大河原良雄君
外務省アメリカ局長 山崎 敏夫君

- 委員外の出席者
外務省欧亜局長 橘 正忠君
外務省条約局長 松永 信雄君
外務省国際連合局長 大川 美雄君
法務省入国管理局次長 竹村 照雄君
運輸省自動車局業務部旅客課長 山下 文利君
内閣委員会調査室長 本田 敬信君

委員の異動

- 十二月二日
辞任 受田 新吉君
補欠選任 玉置 一徳君
同日
辞任 玉置 一徳君
補欠選任 受田 新吉君

十一月二十日
天皇陛下御在位五十年奉祝国民大会開催に関する請願外四件(足立篤郎君紹介)(第三〇九八号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第三〇九九号)
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(中路雅弘君紹介)(第三二〇〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第三二〇二号)
淡水区水産研究所の存続に関する請願(中川利三郎君紹介)(第三二〇二号)
同(稻富稜人君紹介)(第三二〇三号)
軍人恩給等の改善に関する請願(佐藤文生君紹介)(第三二八一号)
自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を現職勤務期間に加算に関する請願(佐々木義武君紹介)(第

三二八二号)
は本委員会に付託された。

十一月二十日
軍人恩給等の改善に関する陳情書(熊本市新屋敷一の二八の二五熊本県軍恩連盟会長齋藤林外一名)(第一八六号)
旧陸軍特務機関員に対する恩給適用等に関する陳情書(長崎県南高来郡国見町神代丙一三三伊藤祐光)(第一八七号)
非核三原則の立法化に関する陳情書(大阪府泉南郡田尻町議会議長伊藤米松)(第一八八号)
同和对策事業の完全実施等に関する陳情書外二件(高知県議会議長安岡一外二名)(第一八九号)
国勢調査におけるプライバシー保護の確立に関する陳情書(小樽市議会議長山吹政一)(第一九〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

藤尾委員長 これより会議を開きます。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
○上原委員 提案されております法案そのものには、われわれとしましては問題はないと思っております。上原康助君。

せんし、また、すでにバブア・ニューギニアの獨立がなされておいて、その必要性といいますが、急がねばならないという状況もあるかと思いが、その点は委員長の御要望もございましたし、党としても早急に処理をしていきたい、そういう立場に立っております。
そこで、せっかく大臣も御出席でございますし、外交問題についてお尋ねをする機会も今国会は余りなかったような感じもしますので、ごく限られた時間でございますが、当面しております外交課題について、少しばかりお尋ねさせていただきます。
申し上げるまでもなく、最近の国際情勢、特にアジアの情勢というものが非常に変化をしております。特にインドシナ半島からの米軍の敗退といいますが、そういう面からアジアの緊張緩和の問題を含めて、アジア情勢というのが大きく変化をきてきている。その状況下で、わが国として平和外交あるいは平和憲法の精神にのっとりた近隣友好外交政策というものをどのように進めていくかということ、国民の非常に関心を持っていただくこと、そういう面、当面している外交課題あるいはポストベトナムのアジア情勢とのかかわりでどういう面に重点を置いて外交政策、平和外交というものを進めていかれようとしているのか、そういう基本姿勢といえますか、そこいらの点、まず大臣の御所見なりを承りたいと思っております。
○宮澤国務大臣 局面をいわれるベトナムからの米軍撤収後のその地域を中心に考えて申し上げますならば、米軍のサイゴン撤収後、インドシナ半島及びその周辺の国々の中で、新しい局面に対処した幾つかの動きが見られるわけでございます。概して申し上げますならば、中国、ソ連及びアメリカといったようないわゆる大国の影響力の中で、各

國がそのバランスをとりながら自己の平和と繁栄を圖ろうという動きと申し上げてよろしいかと思

○上原委員 ちよつと釈然としない点がござい

がASEANの友好諸國に若干新しい形であり

で、反省すべき点は反省した上で、真に日本の善隣友好外交というものを、しかもその根底には平和憲法がある、こういう基本を据えて、朝鮮問題なりASEAN諸國との関係、あるいは新しく社会主義國として誕生したインドシナ諸國との関係を

どう進めていくかということが国民の関心事であり、またそのような方向に持っていくてもらいたい、これが国民大衆の期待している外交姿勢であらうと思つております。

この点、先ほどの御答弁では少し納得しかねるので、もう少し具体的にお示しをいただきたい。同時に、外交問題も、いろいろむずかしい情勢も

○宮澤國務大臣 わが國の安全と発展にとりま

の外交の基本でございますから、したがって、

で、承認というように、これを新に求められる

が、同時に、それは全くいわゆるアメリカ離れと

○上原委員 きょう、本當にごく限られた時間で

○宮澤國務大臣 ラオスにはわが方の大使館もあ

の点、先ほどの御答弁では少し納得しかねる

で、承認というように、これを新に求められる

が、同時に、それは全くいわゆるアメリカ離れと

に、先ほどの御答弁では少し納得しかねる

○上原委員 ところで、先ほどの御答弁の中にも、

○宮澤國務大臣 ラオスにはわが方の大使館もあ

の点、先ほどの御答弁では少し納得しかねる

が、同時に、それは全くいわゆるアメリカ離れと

としてはどうか、この点をお聞かせいただき
たいと思います。

○宮澤國務大臣 朝鮮半島の情勢がわが国の外交
にとりまして最もむずかしい問題の一つでありま
すことは同感でございます。御指摘のとおりであ
ると考えております。

で、私もとしまして、やはり基本線は、一九
七二年の七月の南北間の声明にござります。よ
うに、平和的な方法により統一が行われることがや
はり最も望ましい恒久的な解決であらうというふ
うに考えておるわけでございます。が、遺憾なが
らその状態がにわかには実現をしないというその
後の推移でござりますので、それでありませう
南北間に何とかして紛争が起らない状態を定着
させたい。これは最善の解決策でないかもしれま
せんが、まあ次善の、ベターの方法としてはそれ
を求めるとか方法がないのではないかとということ
で、したがって、国連におきまして南北両方
の決議案が提出されたという場合にござります
しても、わが国はその中から南北両者並びに関係
諸国の対話というものを求めるべきだという立場
で終始してまいりました。遺憾ながらそのよう
なわが国の願望は今日まで具体的に実
を結んでおりませんけれども、しかし、再び明年
の国連総会においてただ決議案の票争いをする
というだけのことでありますればこれはまことに無
益なとも言える努力にすぎないわけでござります
から、今年の経験にもかんがみ何とか南北並びに
関係国が話し合いの場を持つ、そして話し合いの
うちに事態の平和な解決を図っていくということ
が、わが国として追求すべき政策目標であらうと
いうふうに考えております。

他方で、現状を戦争との点においてどう見るか
というお尋ねでございましたが、いっときベトナム
からの米軍撤収後緊張した状態がかなり高まっ
たと思われましたが、その後事態は平穏化しつつ
ある。もとより南北両方とも用心を怠らない状態
ではござりますけれども、いわゆる一触即発とい
うような事態は去っております、ただいま大きな紛

争を予想しなければならぬという状況ではない
というふうな判断を下しております。

○上原委員 そこで、この朝鮮問題との関係で、
これまでもうすでに外務委員会なりあるいは予
算委員会、本委員会でも取り上げられたと思うの
ですが、六九年の佐藤・ニクソン共同声明におけ
るいわゆる韓国条項、そして去る八月の三木・フ
ォード会談における日米共同新聞発表の韓国条
項、表現においてかなり違った表現になっておる
ことは指摘するまでもありません。韓国条項の確
認であるとか、あるいはより朝鮮半島の有事の際
の軍事面にコミットメントした姿勢であるという
ような指摘もあるわけですが、大臣はこれについ
て、すでに新聞なりでもいろいろ報道されました
が、どういうふうに通つておられると思われ
るか、六九年の佐藤・ニクソン共同声明そのものを踏襲
したとお考えなのか、あるいは今回の三木・フ
ォード会談における韓国条項というのは新たな視点
に立って、先ほど冒頭に申し上げたポストベトナム
のアジア情勢、国際情勢というものをにらんで
そういう韓国条項になったのか、この点はこれか
らの議論もありませんので、改めてお聞かせをいた
だきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 先ほど申し上げましたように、
今年の四月末、米軍がサイゴンから撤収いたしま
す前後、南北間にかんがりの緊張がござりましたと
私どもは判断をするわけでござりますが、そのよ
うな際に、南北両者とも誤算に基づいてそれが紛
争に発展するということはあつてはならない、そ
のためわが国がなし得ることは多くはございま
せんけれども、しかしわが国もそのような誤算を
両者がすることは最も好ましくない事態というふ
うに考えましたので、そのような関連におきまし
て、多少私がおそらく懸念を頭に置きました発
言をいたしましたことも事実でござります。幸いにし
てそのような誤算は起こりませんでした、事態は平
静化しつつあると見ておるわけでござります。

そのような過去における経緯はござりました
が、三木・フォード会談において述べられており

ますように、一般的に考えまして、韓国の安全、
平和というものはそれ自身で当然のことながら存
在するということではなく、南との、北との関
連、朝鮮半島全体との関連でとらえらるべきも
とでござりますので、そういう観点から、三木・フ
ォード会談において事態の認識を共同声明で発表
をいたしましたわけでござります。総理大臣がし
ばしば述べられておられますように、韓国の平和と安
全というものは朝鮮半島全体との関連でとらえな
ければ論じることができない、そういう事実をこ
く事実のまま認識として当然のことを述べたとい
うのが三木・フォード会談の共同声明の趣旨であ
るといふふうに私も考えております。

○上原委員 そうしますと、簡単に申し上げて、
六九年の佐藤・ニクソン共同声明における韓国条
項、今回の三木・フォード会談における韓国条項
というものは、認識といたしますかそのとらえ方、あ
るいは韓国情勢をとらえる日米間の姿勢としては
変化はなかった、同じであるといふふうに理解し
ていいわけですか。

○宮澤國務大臣 朝鮮半島に戦乱が起りました
場合にはわが国としては非常に大きな影響を受け
るといふ意味合いにおきましては、両者の置かれ
ております地理的、歴史的な関連から、これは常
に私どもはそういう認識は今日まで存在してまい
りましたし、またこれからもそうであるといふ
ふうに存じます。ただ、いわゆる佐藤・ニクソン
共同声明のころの事態と今日の事態とはおのずか
ら情勢が変わつておりますので、三木・フォード
声明に述べられましたことは、今年の八月の時点
における情勢、物の考え方をそのまま表現したと
いうふうに私どもは考えております。

○上原委員 そこがポイントで、いろいろ議論し
なければいけないことだと思つたのです。確かに時
間的なずれもありませんし、情勢の変化もあるわけ
ですから、同一認識であるといふふうには私も思
つていないわけですが、正直申し上げて、
そこで、これはまた今後の課題としても議論す
べき点だと思つてますが、この韓国条項との関係

で、朝鮮半島に緊張状況が起きたという場合は、
機能してくるのはやはり日米安保条約なんです
ね。外交面においてはそういう状態が起らない
ように努力をするというところは一応わかりませ
う。しかし、万一不測の事態なりトラブルが起きたと
いう場合は、日米安保条約というものがすぐ発動
される可能性がある。そこで、もし朝鮮半島で有
事が起きたという場合に、日米安保条約がコミッ
トできる範囲というものはどういふ点がある
か。

○宮澤國務大臣 朝鮮半島の平和と安定と日米安
保条約との関連ということを一一般論として申し上
げますならば、わが国が米国のそのような安全保
障関係に立っておるということが、ある意味でそ
の周辺に紛争が起らないための抑止力になって
おるといふことは、私は一般論として申し上げま
しても誤りではないと思つてます。が、具体的に、
仮にわが国の周辺に紛争が発生いたしましたとき
に、いわゆる日米安保条約上の事前協議が行われ
ることがあるかないか、それに対してわが国がど
のように対処すべきかは、やはりわが国自身の平
和と安全を守る上にその事態がどのような関連を
持つかといふこととの関連において判断をせらるべ
き問題であらうといふふうに存じます。

○上原委員 当然そういう御答弁があると思つた
のですが、やはり一応は日米安保条約の關係で事
前協議というものがあつてから、朝鮮半島
で有事が起きた場合に米軍の出動なりあるいはそ
の他の軍事行動の展開があつたとする場合は、日
米安保条約というものを発動するのもしないの
か、当然そういうことが出てくると思つたのです
ね。

そこで、事前協議の問題について、これもまあ
ずいぶん、この十五、六年議論をされてきており
ます。私も今回は少し時間があつたので、も
ちろん十分ではござりませんが、過去の会議録も
私なりに読ましていただいたのですが、どう考え
ても疑問だらけの点が多いわけですね、多く指摘
するまでもなく、ある意味では、防衛論争あるい

は自衛隊論争というのが不毛の論争だとか、なかなか国民のコンセンサスが得られないということがよく指摘されているわけですが、やはりそれだけ、そもそも土台というものが余りにも異なっているような感じがするわけですね。野党の方が一生懸命事実関係を提起をしたり、あるいは仮定の問題を提起をして、これでもかこれでもかと言うと、むしろそれを政府の方は逆手にとり、わかんなかったこともわかったような答弁をして、すりかえて、どんどんガードを固めていったというのが今日までの安保論争、事前協議の問題じゃないかと私は思うのです。

もうここでたくさん申し上げても時間を費やしますので、そこで、一体事前協議というものは本当に有効に今日まで働いてきたといえますか、あるいはそのことが十分履行されてきたと思うのか、また国民はこれについてどういふふうにか考えているかと思つてゐるのか、そこら端的に、いま私が言ったようなことも含めてお聞かせいただきたいと思つてゐるのです。

○宮澤内閣大臣 安保条約第六条に基づきます交換公文に定められた事前協議の態様は、大きく分けまして三つあるわけでございます。が、今日まで事前協議を受けた前例はございません。と申しまして、それならばこの制度が働いていなかったかと言へば、無論そうではなく、そのような制度に基づいて安保条約の運用を行うということは日米両国間の約束でございますから、そういう約束として今日までこれは作用いたしてきておるといふふうに考へてゐるわけでございます。

で、国民がこれをどのように考へておられるかといふことでございますが、いわば国民の関心を呼ばなければならぬような、そのようなシリアスな事態が幸いにして回避されてまいりましたために、事前協議というものの自身に国民が関心を持つ機会が少なかつた、あるいはほとんどなかつたといふことは幸いなことであつたといふふうにしておられるわけでございます。これが何か現実的に事前協議が行われるようなことになりましたら、国民

民としては大いに関心を持たざるを得ないということであつたと存じますけれども、幸いにしてそのような事態が起らずに参つたということでございますから、そういう意味では、国民がこの制度について非常な理解を持ち、あるいは関心を持つということではなく推移してまいつたといふふうには私も考へてゐます。が、それは、そのような制度が大切な制度でないという意味ではなく、非常に大切な制度としてわれわれが持ち続けなければならぬ制度であるといふふうにか考へる点では変わりございません。

○上原委員 そういふ答弁になると、やはり宮澤さんらしいスマートさが少し出てくるんですが、私が聞いているのは、そういう立場で言つていられるわけじゃないんですね。そういうシリアスな事件が果たしてなかつたかどうかといふことは、認識の問題、受けとめ方の違いなんです。そこで、じゃ具体的に考へてみますが、私は、事前協議制度といふのは制度として確立をされていなくて見ているんです。しかしこのことは、一言だけ触れさせていただきますが、藤山・マッカーサー口頭了解はなかつたといふことを、米國務省がそういう否定をしたといふ報道さえ現になされていられるわけですね。幾らでも疑点といふのはさらけ出されてきてゐる、そこで、この事前協議制度は制度として働いてきていない、これは後で二、三例を挙げますが、同時に、じゃ、事前協議制度と非核三原則の關係はどうなるのか、お答えいただきたいと思つてゐるのです。

○山崎(敏)政府委員 この日米安保条約に基づきます事前協議制度に關しましては、その対象になります事項の第二項として「装備における重要な変更」という項目がございます。これに關しましては、いわゆる藤山・マッカーサー口頭了解といふものがございまして、この内容については、アメリカ側も本年、われわれ改めて確認いたしました。が、異存がないといふことを言つておりますが、その中で、核弾頭及び中長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設といふことを意

味するといふことは口頭了解されておる次第でございます。したがういまして、安保条約のたてまえからいたしますと、その核弾頭及び中長距離ミサイル持ち込み並びにそれらの基地の建設に關しては、アメリカ側が事前協議を付けてくるというところは理論的にはあり得るわけでございます。しかしながら、他方におきましてわが国は非核三原則といふものを堅持しておるわけでございます。その点についてはアメリカ側も十分理解しておる、こういうことでございます。

○上原委員 アメリカ側の理解はわかつたんですが、政府としての姿勢はどうなんですか。

○山崎(敏)政府委員 この点に關しましては、三木総理もたびたび国会の場において答弁されておるわけでございますけれども、そういう核の持ち込みといふ話があつたときは、これは断るといふことを明言されておる次第でございます。

○上原委員 そこで一つの矛盾を感じるわけですね、装備の重要な変更といふ場合に、もちろん配置の重要な変更も、防衛局長もきょうお見えになつてゐるんですが、そこまで触れる時間があるかどうかかわかりませんが、どうも配置の重要な変更にしても、装備の重要な変更にしても、戦闘作戦行動の問題にしても、架空のことをつくつて議論をさせられてきたというのが私は実態だと思つてゐるのです。いまの近代装備、いまのこの軍隊の構成なり編成、配置からして、これまで議論されたような三つのカテゴリーといふものはあり得ないんですよ、素人で考へても。防衛局長、そういうこと、簡単に言つてあり得ますか。仮に六〇年安保の時代にそういうことが予測されたとしても、その後経過をして今日の時点において、たとへば陸の場合、一師団と言つて二万名あるいは一機動部隊、一航空師団といふようなことが現実の問題として絶対にあり得ない。軍備論からしてそういうことがあり得ると思ひますか、あり得ないと思ひますか、簡単にその点だけ答えておいてください。これは防衛二法のときにうんと議論してあげますが、ないですよ、そういうのは。

○丸山政府委員 ただいまの御質問、平時におけるといふお話であつたかと思ひますが、この事前協議の対象としての各種軍備の規模といふものは、兵力の規模と申しますか、その基準の問題と、それから平時に部隊配置の変更と申しますか、こういう問題との關係は直接接しないといふふうには考へております。

いま申された一個師団以上の部隊の配置変更といふことは、アメリカの海外の戦略の方針の変更、こういうことに伴つて起り得ることであると思ひますけれども、現実にはわが國にとつてそういうことが想定されるかどうかといふことについては、はっきりしたことは申し上げられません。

○上原委員 だから、いつもそういう答弁で逃げられたりごまかされてゐる。それは實際問題としてないんです。事前協議制度は、平時のことは対象にしてないのです。どうですか、それは。

○山崎(敏)政府委員 配置における重要な変更、その最もわかりやすい例として、陸上部隊の場合には、一個師団程度が日本に配置される場合には事前協議の対象となるといふことでございますが、もちろん、きつめて平穩な事態におきまして米側が一個師団といふ大部隊を日本に配置してくるといふことはないと思ひます。しかしながら、いわゆる戦時といふ場合は、自衛権が発動されるような事態でなければいふことは起らないかといふことを言われれば、そうとも限らないであらう、その間にいろいろな事態はあり得るであらうといふふうに考へております。

○上原委員 私が考へてゐるのは、先ほど、平時にはそういうことはあり得ない、戦時上あり得ないといふ防衛局長の答弁があつたから、事前協議制度といふのは平時といふことを想定したものではなく、あくまで戦時を想定したものか、あなたはそれに対して、はいかいいえか答へればいいんだ。

が、いままでは事前協議については、政府の姿勢といえますが立場というのは、イエスもあればノーもあるということでしたね。その姿勢は変わらないうか。

○宮澤國務大臣 一般論としてそのとおりでございます。

○上原委員 一般論というのがどうもくせ者なんです。そうしますと、装備の重要な変更、先ほど局長の答弁では、非核三原則があるから、歴代の総理大臣も三木さんも核持ち込みについてはノーだということも言ってきた。そういたしますと、事前協議の一つの柱である装備の重要な変更に対しては、いかなる場合もわが国としてはノーである、こう確認していいですね。

○宮澤國務大臣 この点、今年何回か議論をされたところでございますが、条約論としては、事前協議でございますから協議をする立場というものをアメリカは持ち、それに対してイエスの場合もノーもある、条約論としてはそのとおりであります。核兵器、核弾頭につきましても、総理大臣がしばしば国会で言明をされておられますように、わが国としては持ち込みを許すことは考えないというのが政府の方針でございます。

○上原委員 それは戦術核も含みますね。

○宮澤國務大臣 およそ核兵器といふものをすべて含むと考えてよろしいと思えます。

○上原委員 その点はまだ十分ではないような感じがいたしますが、従来と変わらないうか。視界ゼロじゃなくて、少し視界が見えたようないまの答弁であったと思う。私の立場として、戦術核まで含むということをご改めて確認をしておきたいと思えます。

間違いないと思うのです。いろいろな承るところにありますが、その海洋法会議の結論を見ない前にも政府としては十二海里宣言をやりたい、いわゆる沿岸漁業の問題なり、そういう面との関連であるということが伝えられているのですが、その場合は当然非核三原則というものと関連をしておるのか、この点は明確にお答えをいただきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 本来でありますと、いわゆる海洋法会議の結論を待ちましてそれらの問題を処理することが適当であろうと政府は考えておるわけでございますが、漁業との関連において十二海里ということもやはり望ましいことであるという政府部内の農林当局の主張にも無理からぬところがございますので、それならばそれをどのような形で実現をすることができようかということ、を、実はただいま内閣官房におきまして関係各省の意見の調整を始めたところでございます。上原委員の仰せられますような問題もやはりその中の一つの問題になるわけでございますが、そのほかにも、わが国の船舶が外国を航行いたします場合の問題であるとかあるいは経済水域でありますとかいろいろの問題が関連をいたしてまいりますので、実はかなり複雑な各省間の調整を必要としたすかというふうな考えをしております。ただいまその議論を始めたところでございますので、政府といたしましての結論、見通しというものをたいた段階で申し上げることができないというのが実情でございます。

○上原委員 仮に領海が十二海里に拡大をされたにしても、よもや非核三原則の弾力的運用というふうなことはお考えになっておらないと思っておりますが、それはそのように考えて間違いないですね。

○宮澤國務大臣 この辺はまだ政府部内の議論が始まったところでございますから、ただいまどう考えるかということを確認的に申し上げることができないのが実情でございます。

○上原委員 これは、核心に触れそうなるところで時間がちょうどなくなるので私もどうも食い足りないのですが、重要な問題を含んでいると思っております。ですからいまの答弁では納得しません。われわれとしては、当然非核三原則というのは領海が十二海里になっても堅持をするということであるか、この問題は進められないか、いろいろなことが指摘をされております。そういう点を指摘をしておきたいと思っております。

そこで、先ほどの事前協議の問題ですが、いわゆる三つのカテゴリー、三つの態様というものがあって、陸空海、大体こういう基準だ。その基準について私も記録を見てみましたが、政府の答弁というのは、パッケージとして総合的には一つになっているわけですが、具体的にどういう部隊の編成になっているかということについては、野党の方が、質問する方がこうでしょう、ああでしょうと言っていることに対して、大体そうですか、そういうことになっているわけですね。

そこで、陸の場合、一師団というのは一体どういふ部隊の編成になっておって、どういふのが基準になっているかということ、あるいは海軍の機動部隊という場合には、一機動部隊はどういふふうな装備を持っている編成になっているか、空の場合の一航空師団というのは一体どういふ機種でどういふ装備がされているのか、当然この基準がどうあるか、これだけ重要な問題ですが、これについて、政府として改めて文書でその判断基準、標準といふものを提出していただきたい。これは委員長にも御要望申し上げますが、それと、これは委員長の御要望も御承知の上で、うせぬと、これまでの内容では判断基準がないわけですよ。しかも、十五年前に決められた、そういう先ほどの戦略的に見てあり得ないというふうなことで、よりすれ違ひの議論でなくして、本当にこの事前協議といふものが、私が申し上げたような歯ごたえの判断基準を、あるいは効力が生かされているのかを判断するには、当然その部隊の編成、内容について判断基準といふものがなければいけません。この点、改めて

ここで問題提起と政府の資料提出、これを求めておきたいのですが、今後の議論をすれ違ひにしないために、また、われわれが疑問を持っている、あるいは国民が疑問を持っていることに積極的に答えていく、そういう意味でも必要と思っておりますが、ぜひこれは出していただきたいのですが、よろしいですね。

○藤尾委員長 きわめて重要な問題でもあり、かつ機微にわたる問題でもございますので、委員長といたしましては、政府側に十二分の御検討をいただいた上、提出されるものができましたならば御提出をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

○宮澤國務大臣 承知いたしました。

○上原委員 判断基準、これはぜひ提出していただきたいと思っております。そうせぬと、ここで議論を深めることができませんので……。

もう私の予定の時間が少し過ぎてあと二分ぐらしかありませんので、これは委員長にも重ねてお願いしておきたいのですが、理事会でも話し合われましたが、本当に重要な問題をたくさん持っているわけですね。決してただ言いつ放し、聞き放しではいけませんので、防衛法の審議の段階で外務大臣にもぜひ御足労いただいで、議論できる機会を与えていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思えます。

○藤尾委員長 承知いたしました。

○上原委員 その点、最後にVOAの問題についてちょっとだけ聞かしていただきたいのですが、五十二年ですかの五月十五日までに撤去をするという取り決めになっているわけですが、もう一つは撤去されないのかというのが一つと、もう一つは撤去された場合には、現に働いている従業者といふのが、米國機關のいわゆる駐留軍とは異なった形の雇用になっているということ、あるいはその跡地の問題が出てくるわけですね。こちらについても真剣にいまから取っ組んでいただかないと、またそのままだとされる可能性がおりますので、この三点について政府の姿勢をぜひお聞かせいた

いて、これはまた将来、何かの機会にもう少し具体的にお尋ねしてみたいと思うのです。

○山崎(敏)政府委員 VOAの撤去に関しましては、上原先生から仰せのありましたように五十二年の五月十五日までにこれが撤去されることになっておるわけでございますが、この点につきましては、昨年の五月及び六月に、沖繩返還協定の八条に基づきまして、日米両国政府は沖繩のVOA中継局の将来の運営に関する協議を行った次第でございます。その協議におきまして、わが方は、この中継局の活動はできるだけ早期に、少なくとも一九七七年の五月十五日までに終了することを強く希望するという立場を再確認いたしました。米側はこのわが方の立場を承知しまして、返還協定の八条及び同条に関する合意議事録に基づいて、七七年の五月十五日までに代替施設の建設を完了するようあらゆる努力を行うというふうに答えた次第でございます。それで、その後もアメリカ側に対して随時照会をいたしておりますが、このアメリカの立場に変わりはないというふうに承知しております。さらにその後、米国の予算の動向も見ておるわけでございますが、米国の広報庁、USIAでございますが、一九七六年度の予算中においてこの手当てをすでにいたしておりました。この点についての予算歳出法案はすでにアメリカの上下両院を通過して、本年の十月二十一日に大統領の署名を得て成立しておりますので、先方も予算手当てを進めて撤去の方向に進んでおるといふふうに了解いたしております。

そこで、これが撤去になりました場合には、いま仰せになりましたように、そこで働いておられる方々の問題あるいはその土地の問題等があるわけでございますが、この方々は、いわば米政府機関に雇用されている方々でございます。普通の駐留軍労働者とは立場が違つてございまして、けれども、その米政府との雇用関係に基づいて十分の手当ては当然されるべきであり、その点についてはわれわれは十分先方のとる措置について

注目してまいりたいと思ひます。それから、日本の国内法に基づいておられるだけの保護はいたしたいと思つておられます。

それから土地の問題でございますが、これはいづれVOAといひますか、USIAとその地主の方々との租契約の問題でございますが、しかしながら、一方はアメリカの政府機関でございますから、政府機関としてその契約条項に基づいて誠実に地主との関係を終了するよう、われわれとしても側面的に援助いたしたいと思つております。

○上原委員 もう時間ですので、終わります。

○藤尾委員 中路雅弘君。

○中路委員 いま提出されております改正案は私たちが賛成でありますし、本日の本会議に提出したいという皆さんの申し合わせもありませんので、予定をしておりました私の質問については、ひとつ防衛の問題の質実の際に十分質実ができませんように配慮を最初にお願ひいたしておきます。

○藤尾委員 承知いたしました。

○中路委員 法案について一問と、あと、防衛との関係はありせんので、前回の質問で調査をお願いしておいた問題についての答弁だけいただきまして、後の時間を議長議員の質問に回させていただきますかと思ひます。

法案について一問だけお尋ねしますが、改正点の三点の中の一つに、大使館に在勤することになる外務公務員の在勤基本手当の問題ですが、この基準額の設定が、ワシントンの在勤者の給与との比率が一〇〇対一三五となるように設定が出ています。お話を聞きますと、このパプア・ニューギニアというのは、自給経済と貨幣経済の混合経済で、貨幣経済圏に入っているのは人口の一割程度だということも聞いていますが、こういう中でこの設定の基準一〇〇対一三五というのがどういう基準に基づいて設定されたのか、これは簡潔でいいんですが、一言で御説明をお願いしたいと思います。

○大原(良)政府委員 パプア・ニューギニアにつきましては従来からポートモレスビーに総領事館を設置いたしておりました。総領事館からの報告それから国際機関等の統計、こういうふうなものによりまして現地の物価水準を一応調査いたしました。またもう一つ、パプア・ニューギニアという土地が比較的瘴癘の地である、こういうことを加味いたしまして、物価の対比それから瘴癘を考慮いたしまして、いま御指摘ございましたようにワシントンに比べまして三五％アップということをはじいたわけでございます。

○中路委員 もう一点——運輸省はまだお見えになつておりませんか。

○藤尾委員 参つております。

○中路委員 これは、直接の質問は山崎アメリカ局長に先日御質問した問題ですが、横須賀の基地、ベース内にあります契約タクシーといひますが、いわゆる普通やタクシーと言われている四十五台のやみタクシーの問題について、契約内容とその実態について調査をしていただくということを先日の委員会で約束いたしました。この調査の結果、契約の内容やその実態について御報告をお願いしたいのが一つ、もう一つは、外から入構料を払つて基地内に入つての三百四十四のタクシーについて、先日アメリカ局長は、入構料を取つていないという点については承知しておらない、この点について事実関係を確認して、この性格等についても調査をしたいという答弁をされておりますので、アメリカ局長からでも、また運輸省からでも結構ですが、先日の委員会で約束していただいたこの二つの問題について御報告願ひたいと思ひます。

○山崎(敏)政府委員 お尋ねの件に関しましては、まずNCTタクシーにつきましてはアメリカ側からその後関係資料を入手いたしました。これを運輸省にお渡しして、現在その内容について運輸省の方で御検討願ひしておりますので、その御検討の結果を待たせておられるといたしても判断いたしたいと思ひます。

それから第二点の米軍当局の入構許可を得てこの横須賀の基地外から乗り入れております一般タ

クシーにつきましては、地位協定の第十五条に規定しますネービーエクスチェンジ当局に対して、御指摘のとおり入構料を納付していることは事実でございます。この入構料というものがどういふふうに使われているのかということにつきましては、わが方からアメリカ側に照会いたしましたところ、次のようないろいろのサービスをを行うために要する経費として使われているという旨の回答がありました次第でございます。

その内容を申し上げますと、第一にタクシー協会との契約の管理、第二にタクシー待ち合い区域及び関連施設の整備、第三に入構希望者の審査及び通行証の発行、第四に入構する車の検査及び検査済み証の交付、第五にタクシー運転手と乗客との間のトラブルの調査及び解決、第六に基地内における交通及び安全規則違反の処理ということでございます。そういう目的のために使われているというところでございまして、

○山下説明員 ただいま御指摘のございました横須賀におきます米軍基地内のタクシー類似行為につきましての実態でございますが、先日の当委員会でご先生から御教示をいただきました内容とはほぼ同様の内容を私も確認させていただきます。

それから、その際に宿題として命ぜられました、契約書を取り寄せて法的性格を検討するということということでございましたので、早速契約書を取り寄せまして検討いたしました。その契約書と申すのは、一九七五年六月二十七日に更新をいたしました契約で、ネービーエクスチェンジ、これは代表者はリー大佐でございます。それとインタナショナル・オート・サービシーズの代表者ヤング氏、この両者の契約をもとにいたしまして検討させていただきます。

るかを確定するまでには至っていません。と申しますのは、二、三例を挙げさせていただきますと、営業権として一番主体をなしますのは運送収入管理でございますが、この水揚げはネービー・エクスチェンジの方にすべてこれを納入するというたてまえになってございます。納入された金額につきましては、必要経費についてはヤング氏の方に払い戻すというたてまえをとってございまして、その面に着目いたしますれば、経営主体はネービー・エクスチェンジではなからるかというふうな判断もできるわけでございます。あるいはこれを反論いたしますれば、単に経理面の手続だけだという反論もあるいはできるかも知れません。それから第二点といたしましては、お客さんとのトラブルとか事故とか、そういったものについてはネービー・エクスチェンジが主体になるような見方ができるような契約内容もございまして、そういった点からすればネービー・エクスチェンジが主体であろうかという見方もできるわけでございますが、逆にインターナショナル・オート・サービシズが労働者を雇用するとか、あるいは自己の車を使用して業務を提供するとか、こういうふうな規定になってございまして、その面に着目すれば労働管理面あるいは車両管理面はすべてインターナショナル・オート・サービシズの責任であるので、こちらが主体になるのじゃなからるかという読み方もできるわけでございます。またこれに対する反論といたしましては、車両のリースをやっておるのじゃないか、あるいは労務提供の下請契約じゃなからるかという見方もあるいはできるわけでございます。そういったいろいろな法的な見方ができますので、なお実態を照らし合わせながら法的解釈につきましては検討を続けさせていただきますというところで中間報告とさせていただきますと思っております。

○中略委員 きょうは説明だけでとめておきたいと思いが、最後に要望ですが、いま非常にむずかしいややくしい状態にあるわけですね。先日私が質問しました実態はほぼそのとおりだということをお認めになった。きょう私はこの問題を詰めていくことはやりませんけれども、先日私の質問の後、横須賀を中心にした神奈川県タクシー業界の代表の皆さんが大ぜいお見えになりました、この問題の解決についていろいろ御相談に踏まえて関係者とも相談をしていきたいと思うのですけれども、一つだけ要望しておきたいのは、現実にごういう中で入構料まで払って外から入っているタクシーが二百八十円、中のもぐりタクシーといいますが、契約タクシーが百九十円という大きな差があります。私が指摘しましたように、この乗車位置も全く差別をされているという状態、これは事実でありますので、法的な問題は別にしましても、とりあえず、これだけ大きな差別がつけられているという問題については、ひとつアメリカの方にも物を言っていたら、外務省なり運輸省なり、相談していただいで、少なくともこの大きな差別の改善、たとえば停車位置は平等にするとか、こういった問題については現状の中でも物が言えるのじゃないかというふうには私に思っています、最後にこの点だけ、ひとつ運輸省と外務省とも相談されて、関係の方面にも意見を述べていただきたいというのを最後に要望で述べおきたいのですが、一言これについてだけお答え願いたい。

○山崎(敏)政府委員 この契約タクシー及び一般タクシーの問題につきましては、いま運輸省からも御説明ございましたように、また私も申し上げましたように、非常に複雑でございますので、よく実態を見きわめまして調査いたしました上で、是正すべき点があれば是正するように米側に申し入れたいと存じます。

○中略委員 じゃ、かわります。

○藤尾委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 ベトナム後、特に沖繩基地が訓練から部隊の配備あるいは装備の問題まで非常に変わっており、基地そのものが朝鮮に照準を当てて動いているというふうな状況の中で、B52が再飛米する、さらに伊江島におけるB43、原爆の核模擬爆弾のBDU8B、これの投下訓練が行われておりまして、二十日の沖特委でも植木総理府総務長官に質問をいたしました。

最初に、BDU8Bの投下訓練について宮澤外務大臣に質問をいたしますが、その前に、BDUの訓練がどういうふうになされているか、ここに写真がありますから宮澤外務大臣よく見てください。これは、一はF4ファントム、これが射撃場の上に来たままに落とそうとするところ、それから二は、減速用のパラシュート、これが開いて落ちようとするところ、飛行機も一緒です。それから三番目が、飛行機は大体三百メートルから飛行をやっています。これは、BDU8B、これだけがいま落ちようとするところ、この三つが写真になっております。これは日本では初めて写されたF4ファントムの写真であります。

それで質問でございますが、いま申し上げました二十日の沖特委で植木総理府総務長官は、伊江島における射撃場の撤去、これは伊江島全村民の願いであり、県民の願いであるという問題、さらに原爆投下訓練、これを即時やめさせるといふことをはっきりお答えになりました。で、植木さんと同じような考えを宮澤外務大臣もお持ちであるかどうか、最初にこの点を明らかにしてもらいたいのと思っております。

○宮澤外務大臣 植木総務長官が答弁をされました報告を聞きまして、アメリカ局長からすぐらに処置をするようにということで申しました。局長がその御報告を申し上げます。

○山崎(敏)政府委員 この核模擬爆弾の投下訓練は模擬爆弾の投下訓練でございます。したがって、御説明申し上げてまいりましたとおり、政府としては、これは日米安保条約及び関連取り決めに反するものではないというふうには考えております。しかし、十一月二十日、植木総理府総務長官が沖特委におきます瀬長委員に対する御答弁で述べられましたところに基づきまして、外務省に對して、この訓練を中止するようにアメリカ側に要請してほしいという御要望がございました。そこで私は、二十一日に、在米大使館のシュルミス大使に對して、口頭で、この模擬爆弾に対する日本国民ことに沖繩県民の気持ちというものを十分伝えまして、中止をしてもらいたいということを申し入れたわけでございます。これに對して、同じく二十五日にシュルミス公使から私に對して口頭で回答がございました。このわが方の要請については早速米軍とも協議したが、アメリカとしては核にかかわる問題に對する日本国民、ことに沖繩県民の強い感情というものは十分承知しております。しかしこの訓練は米軍の即応体制を確保するための重要な要素であるということをお申し述べまして、訓練に当たっては安全対策上十分な留意を払ってこれを実施する、また訓練は米軍の任務遂行上必要最小限度にとどめるべきことは従来約束してきたとおりであります。この訓練を自己は安保条約の規定に違反するものではないということでもございまして、その回答を受け取った次第でございます。

○瀬長委員 植木長官の答弁と従来の外務大臣あるいは山崎アメリカ局長など外務省の答弁との違いは、外務省はこれまでに、安保条約には触れないが、国民感情があるので最小限度にとめてほしいという答弁が各関係委員会で述べられておりますが、この問題とは別に、植木長官の射撃場の撤去、さらに演習の中止、これは当然のことながら要請するといふはつきりした大臣としての答弁は初めてなんです。したがって、三木内閣のいわゆる統一見解としてどれが正しいのか、私はそれをきょう明らかにしてほしいと思っております。二十日の沖特委での答弁は、もうはつきりしているのです。何の疑いなしに、本当に県民の気持ちはよ

くわかる、中止要求、さらに射撃場の撤去。この点は、とりわけいま海洋博の開催中であり、海洋博の会場からわずか西に四キロの地点でこんな恐ろしいことが行われている。国際的にも好ましくないだけでなくて、県民は、さらに国民は原爆に対する特殊な、この国にも持っている感情があるからこそ非核三原則も生まれたはずである。そういった意味で一体内閣としてそれが本当なのか。いま言ったように最小限はもうしようがない、させる——最小限でもどういう最小限であるかわからぬわけなんだ。アメリカがやればこれは最小限だと言う。あのとき日曜日なんだ。しかも十五分で六個も落としておる。いま写真はその十六日に六回落とした中で写真なんですね。ですから、三木内閣の統一見解として、原爆投下訓練、模擬爆弾であつてもこれは中止させるといふ植木総務長官のその考え方が内閣の意見であるのか、あるいはいま言った最小限、これはしようがないが最小限にやつてほしいというのが統一見解であるのか、そこら辺をはっきり宮澤外務大臣の口から御答弁お願いしたいと思つたのです。

○宮澤外務大臣 総務長官の答弁を詳しく私読みました上でお答えをすべきであらうと思つておられます。ただいまそのいとまがございませぬままに申し上げますれば、米軍としてはこのような訓練をする権限は安保条約で与えられておると考えるべきでございますが、現実の問題として、しかしそれをみだりに行使してほしくないというのが私どもの主張であつて、したがって条約論あるいは法律論といたしましては米軍にはそのような権限はあると考えるべきであらうと存じます。現実の問題としては、ただいま御指摘のような事情がたくさんございまして、このような権限を用いることは最小限にとどめてもらいたいと考えております。また、現に今回の問題も米軍はすでにそのような演習は中止をいたしておるわけでございます。

し、私も訪問をしたところでございます。先ほど来申し上げておりますように、平和なこの島に射撃場があること自身が問題であるというところで、その移転について要請をしている立場でございます。したがってこれは即刻中止をしてほしいというのには県民の方々と同じ考え方ではございません。さらに「同じ考え方であるのではなくて、アメリカにどうされるつもりかを聞いています。」「私の再質問に対して「植木内閣大臣 即刻中止をせられるように要請をいたします。」「こういふふうな、これが答弁なんです。これはニュアンスではなくて、いままでの大臣の答弁は、ずっと調べてみてもいままでの大臣の答弁は、ずっと調べてみても、これは国民感情もあるので最小限にしてほしい、これは即刻いわれる即時中止、これとは非常に違うのです。だから、その問題について内閣は、はっきり統一した見解を、植木さんも大臣であり、それから宮澤さんも大臣である。同じ大臣が、沖縄担当の大臣が即刻中止と言う。また宮澤外務大臣は、やるのは好ましくはないが最小限仕方がない、安保条約はこれは違反ではないかとこいつたような、許しておるという範囲である。答弁であるが、それは食い違ひがあるんですね。そこを統一見解をせよとめてこの委員会が発表してほしいと思つておる。

○宮澤外務大臣 ただいま瀬長委員が御紹介になりました限りの植木総務長官の御答弁は、即刻中止を要請するというところでございます。外務省を通じて中止を要請して、現に今回の訓練は中止をされた、やめられたという報告を受けております。植木総務長官が未来永劫こういふことはやらないように米軍と話をすと言われたのであります。これは政府の見解が一つでないではないかというお尋ねにならうかと思つて、ただいま承りました限りでは、そのような答弁を総務長官がしておられるようではないように存じますので、その間矛盾はなからうと存じます。

は、もちろんそれは大臣で未来永劫——この安保条約が未来永劫あるかどうか問題ですからね、そんな答弁は大臣やらぬですよ。問題はそのときの実情として、日曜日にはどういふ射撃訓練もすつとやらないのです。この前私行きまして、バルカン砲の訓練をやつておりましたが、普通日曜日、土曜日はやらぬ。ところがあのときは日曜日にやつていて、現に七十二歳になるおじいさんが草刈りに行つていて途中で信号があつて、この信号があつたときには、すでも飛行機はこつちへ来ておる。音速ですからそうなるわけなんです。五名のお年寄りが草刈りをしておる。この状況の中で十五分間引き続きやられておるといふ問題と、いまの国際情勢、海洋博の問題との関連で、しかも村民は、射撃場はどういふ爆弾であらうが演習をやつちやいかにぬということを二回にわたつて決議しておる。議会も、伊江村議会ですね。村長にも会いました。それが爆弾投下の問題もそうです。ですから即時中止の問題は、現時点で植木さんも大臣ですから、安保条約がどういふふうな性格であるぐらひは御承知なんです。その上での中止要請は、大臣としての初めての答弁であるだけに、私これは非常に重視をしておるわけなんです。このような方向で行くことが私は望ましいと思つておる。安保条約上はしようがない、認めているからまあまあ最小限というふうな答弁ではなくて、国民が本當に要求し、国民に説得力のあるのは、いま植木さんが言つたような中止という要求、最小限などというのではなしに、中止を要求するという姿勢こそ、全国民の核問題に対する感情も絡んで当然の要求だと見ているのです。いまの中止とそれから最小限の要求というのとは、大臣、非常に違うのです。だからさきよう御答弁で、植木さんは早急に米側に伝えるという記者会見、植木さんは早急に米側に伝えるという記者会見なんです。ですからこの点について統一見解を示してもらわないと、両方大臣でしやう。どっちが一体——こつちは大臣、向こうは長

○瀬長委員 未来永劫やらないというふうなことで、その間矛盾はなからうと存じます。

官で沖縄担当大臣なんです。この点は、沖縄県民だけではなくて、核問題が関連して非常に重視をされている。あれはB43核爆弾、いわゆる広島原爆の約五倍ぐらひの力を持つような原爆の模擬弾が、いま投下訓練されたBDU8Bですから、その点についてはっきりしたお答えを願いたいというのには、私だけの気持ちじゃないわけなんです。いかがですか、統一見解、未来永劫じゃないのですよ、安保条約のもとにおける問題。

○宮澤外務大臣 植木さんと私のお答えが違つておるといふふうには、ただいま御紹介になりました限りでは私は思いませんけれども、住民に迷惑が大変にかかるというふうなことは、これは極力避けなければならぬということ、考えております点ではこれは一緒でございますから、植木さんが、先ほどの御紹介によりまして、代替施設を見つけれらるものなら人に迷惑のからぬようなところへ移転をしようというふうなことも考えられるとお話でございました。そのようなことの可能性をやはりこれは一緒になつて考えていかなければならぬ、そういう努力は私も常々いたさなければならぬことで、この問題でもさうであると思つておる。ただいまのところ両者の見解が違つておるといふふうには、私が承りました限りではさうには考えませぬ。

○瀬長委員 この点はもう少し後で詰めることにしまして、沖縄県の屋良知事が十二月一日に瑞慶覧基地でハッチ在沖米四軍調整官、これは海兵隊基地司令官であります。これに会つたときに、伊江島射撃場での模擬爆弾の問題、これをすぐやめろと言つたときの答弁が、いま大臣の答弁との関連もありませんが、現時点で、現在その施設として伊江島にかかわるべき施設がないのでやめるといふ明言はできないんだというふうなことを答弁しております。これについて、何か新しい伊江島にかかわるべき場所について日米両政府で検討されておるのかどうか、そこら辺はどうですか。

○山崎(敏)政府委員 仰せのとおり伊江島は沖縄海洋博の行われているそばにございまして、また

村民の方々にそういう射撃演習というものはいろいろ御迷惑をかけておられるということも事実でございますので、これにかわるべき射撃場があるならば移転してもらった方がよいとはわれわれも考えておりましたが、この点につきましては防衛施設庁ともいろいろとわれわれとしても検討いたしておるわけでございますが、まだ結論を得るに至っていないのが実情でございます。

○瀬長委員 いま沖繩の離島で鳥島というのがありますが、硫黄島鳥島に、その鳥島で漁民が目撃しておるのは、出砂島のそばの鳥島で現在射撃訓練が、いわゆる空対地の訓練が行われておるといふことでありますが、何かこれとの関連もありですか、いまの局長のお話。別に移すといふ……。

○山崎(敏)政府委員 いま仰せのありました鳥島というのは、出砂島のそばでございますか。——米軍は出砂島にも射撃訓練場を持っておりまして、そういう問題も踏まえまして、われわれとしてはいま検討しておるということでございます。

○瀬長委員 いまの模擬爆弾投下の問題は、時間がありまして後で詰めることにして、B52の問題については質問したいのです。

B52ですが、緊急やむを得ざる場合のほかは飛来しないということを出砂局長はこの前の沖特委でも言っておりましたが、台風のほかは緊急やむを得ない事象ということで、もし朝鮮の情勢と関連してB52が常駐、これを申し出た場合にどうされるかという問題があります。これは仮定の問題ではなくて、B52が常駐体制に入る右石として、

十八日でしたか、あの二回日の飛来は、十七日の県議会の全会一致の抗議決議のすぐ翌日やってきましたというふうな問題とも関連して、どうも非常にリアルな事件になりました。これは台風ではないということも県民も、さらに気象関係を知っている国民も考えておる。それと符節を合わせまして——B52が飛来しておるといふことは台風の問題もあるが、過去三カ年沖繩に飛来していない。そのとき、台風のときにはウタパオに行つた。今

度、これは十一月十九日の沖繩原水協の吉田理事長らが沖繩にある領事館に対して抗議した。そのときに領事が、これはジョージ・A・フアーネスという領事なんです、この三年間、グアム島への台風接近の際にはB52はタイのウタパオ基地に移動していた、それは朝鮮の情勢が現在ほどのものではなかったからだと述べ、B52が再飛来したのは、朝鮮情勢の変化に伴うものだとおっしゃるのを答えておるのです。したがって、この領事の言葉は明らかに朝鮮に照準を向けておるといふ問題、この点について大臣どうお考えになるか、これは将来に向けての国民の不安を、さらに国民の安全を保障するための大きい問題であるのでお答え願いたいと思います。

○山崎(敏)政府委員 ちょっと事実の問題として申し上げておきますけれども、十一月八日及び十八日の二回におつたB52が嘉手納に飛来いたしましたのは、いずれもグアム島に接近した台風の影響のための措置でございます。われわれはその点は事実を認識いたしておりまして、全くそういう台風避難のための緊急やむを得ない一時的な飛来でございます。また、そういうことでございまして、天候が回復次第いづれも嘉手納を退去した次第でございます。

沖繩におりますアメリカの領事が何か言つたというところでございますが、われわれはその点は確認いたしておりませんが、東京においてわれわれが確かめた限りにおきましては、そういう全く台風避難のための飛来であつたというふうに考えております。

○瀬長委員 いまアメリカの責任ある領事の口から、台風もさることながら、朝鮮との関連があるということをはつきり団体の代表に言っていることを非常に重視しなければならぬのです。

そこで、時間がありまして最後これだけ申し上げておきますが、十一月八日に飛来したB52は二日後に行つており、さらに十八日に飛来したのは五日後、それぞれグアムに向けて発進している。問題はこの発進の状況なんです。これは二

機、三機が一分間隔で飛び立っていくというところなんです。一番機が離陸したときには二番機はすでに滑走路に離陸態勢に入つておる、三番機が滑走路に進入してくる。これは速やかな反応のための最短間隔離陸に近いもので、まさに突撃訓練を兼ねたものだ。これは軍事的に見ると、もうはつきりしているのです。いま一つは、例のホリソグズワース、韓国にいるアメリカの司令官が例の短期決戦作戦を当時のシェレソジャ国防長官に提言したときに、嘉手納飛行場から二分間の一機ずつ、何かいづゆる一機というのはいづゆる意味に解釈するらしいのだが、二分間に一機ずつ、しかも四六時中飛んでいく、それで九日間に北の軍事力を完全に撃滅するという計画、これは非常に関連して、さらに七月二十八日、これは沖海兵隊広報部のシェルトン大尉のはつきりした新聞記者に対する情報で、韓国で何か起つたればわれわれ第三海兵師団は二十四時間ない三十二時間内に出動できる、いわゆる臨戦即応態勢をとつておるといふことをこの広報部の大尉が言つておるといふことと関連する、いまのB52が、朝鮮の情勢との関連で、いわゆる米日韓軍事同盟体制の方向で強められつたところを、現実的に沖繩の基地の体制がなりつたところを、証立しております。これは、ただ法上はこういふふうな答弁でありまして、かようなこととは違つて、現実には日本国民の安全と、それからいづゆる生活の問題ときわめて結びついておるのです、この点、アメリカの領事は、はつきり朝鮮と結んでおる。われわれは、表面上アメリカの発表は台風だと言つておる。この違いを明確にしてもらわないと、現在の安保条約のもとにおける朝鮮に焦点を合わせた米日韓軍事同盟体制への移行という問題が突に沖繩基地だけでも明らかになりつた。その点をぜひ大臣、一言でいいので、B52の常駐を申し入れられた場合には拒否するということをご答弁できるかどうか、はつきりしてほしいと思います。

○宮澤國務大臣 先般のB52の沖繩飛来につきま

しては、われわれは権限と責任のある米閣当局からその理由を聞き、またそれが事実によつて証拠立てられておるもので、仮に領事というふうな人がそのようなことを申し上つたとしますと、それは間違いであるというふうな申し上げざるを得ないと思います。

○藤尾委員 鬼木勝利君。鬼木委員 外交問題につきましてはいろいろお尋ねしたいことがありますが、いづれまた外交、防衛という問題でとつくり大臣にお尋ねしたいと思つたので、きょうは簡単に尋ねたいと思つたので。

今回かかっておられます本法案については、若干あるようすけれども、これは大体においてさしたる問題もないようでございます。

【委員長 木野委員長代理着席】
私が大臣に特にお尋ねしたいのは、先般参議院の予算委員会が朝鮮主義の内容について四項目をお示しになった。その内容の解釈を中国が承認する、そういう理解をするということになれば、日中友好条約の前文でもあるいは木文でも朝鮮問題を取り入れても差支えないと、こういうことを参議院の予算委員会が御発言になつておる。そうしますと、公式に外交ルートを通じて政府のこの意向を中国側にお伝えになつておる。国連総会ですか、宮澤大臣がお見えになつて、喬冠華中国の外相とお話し合ひになつておる。ところが、中国側からその回答があつておるのか、どういふ反応があつたのか、そういう点がまだ明らかでないようでございます。その辺の事情をお尋ねしたいと思つたので。

○宮澤國務大臣 先般参議院の予算委員会におきまして、公明党の矢追委員のお尋ねに対しましてそのようなお答えを申し上げたのでございまして、その節も申し上げましたように、この点についてはわが国においても国民的なコンセンサスを得ることが必要と存じます。また先方におかれどもニューヨークの会談の分析をしておられるのであろうと存じますので、したがって、そのよ

うな時期が熟してまいりましたならば、そして中国側でもその点についての検討を終了したというふうに考えられるような時期が参りましたら、ひとつこういう考え方でどうだろうかというようになことは何かのことで接触をいたさなければならぬとは思っておりますが、当時申し上げましたように、もう少し時間をかしていただきたいと考えておるわけでございます。

○鬼木委員 なるほど、いま大臣がおっしゃったように、中国の橋外相と御会談をなさって、わが方におきましても国民的総意、合意を得るためには努力をいたしますので、あなたの方でもどうぞ十分この覇権問題については、私の方から申し出ていることを十分分析をして御研究を願いたいと、こういうふうにおっしゃったと、それはいま大臣のおっしゃったとおり。しかれば、時期が来ればこれは何とかなるでしょう、つまり向こうの返答待ちだということにいま私は理解しますが、いつまであなたはお待ちになるのか、また、國民的合意を得るためにどのようにあなたは努力なさっておるのか。三木総理はその場合に、できる限り早く締結するようにいたしたいと思っております、こう言っている。ところがいま大臣は、返事待ちだ、いざれ時至らばというふうなお考えで、じんぜん延引をしておられると思いますが、どのよう大臣は努力をなさっておるのか、その辺のところをもう少しつまびらかに御答弁願いたいと思っております。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤國務大臣 ニューヨークの会談をいたしました後、たしかこれは記者会見でも私から、教週間ないし数カ月というようにことを申しした記憶がございますが、私どももいろいろ検討しなければならぬ問題もございまして、恐らく中国においても、その後欧州各国の首脳あるいは米国の首脳の来訪等があつておるようでございますから、外交的にはかなり多忙であつたらうというふうにも考えられます。したがって、じんぜんという御指摘でございましたが、のんびりだらりと私ども

もしておるつもりは気持ちの上ではございませぬので、お互いにまずまず検討をするだけの十分な時間が経過したという段階を私としてはとらえなければならぬと思つております。総理大臣も申し上げられましたように、わが国としてはできるだけ早くこの条約はできるものならばつくり上げたいと思つておる点に変わりはないと思つておる。いつまでもほつておいてよろしいとは思は存じておりませぬ。中国側の外交日程などいろいろこちらから想像しつつ、まずしかるべき時間が経過したと思われようなときに何かのことを考えなければならぬとは実は考へております。

○鬼木委員 だから総理が、できる限り早い機会にこの締結をいたしたい——そうしますと、あるいは数カ月というふうなことをいま大臣はおっしゃつておるが、何を根拠に、数カ月、その間にはこれは締結が可能であるという御自信があつてそういうことをあなたはおっしゃつたのですか。その点がどうも私ははつきりしないと思つて。いま大臣は、一生懸命努力いたしております、なるべく早くやりたいと思つておる——ところがまた一方においては、数カ月の間にはと、こうおっしゃる。その根拠をもう少し合理的に御説明願いたいですね。そういうことは私ら納得がいかないんですね。何の根拠があつてそういうことをあなたはおっしゃるのか。非常に矛盾してありますよ、おっしゃることが、非常に頭脳明晰ということ、現内閣においても宮澤外務大臣といえどもここにさくさくしたるものがあるけれども、どうもおっしゃることはすこぶる不可解、私は納得がいかない。その点もう一言ございませぬ。

○宮澤國務大臣 その点はいろいろ微妙な問題もあるわけでございますが、せんだつて矢追委員に申し上げましたような数点につきまして、私としては日本の考え方として喬冠華外務大臣にお話をいたしましたわけでございます。矢追委員にも申し上げましたが、これについて先方は同意をしたということではございませぬ、しかし理解はされたものと思つて、というふうに申

し上げました。それからもう一つ申し上げておかなければなりませんのは、長い話をいたしております中で、日本には日本の考え方、中国には中国の考え方があるわけがございますし、共同声明があるわけではございませんが、共同声明というものが柄平として存在しておるのであるから、非常に無理をして悪いしこりを残すような条約の交渉であれば、それは共同宣言があるのわけでもない、兩國はうまくいっているではありますから、この辺のところはよほどこちらでもよく見きわめないといけないという問題がございます。

もとより、兩國ともできるだけ早くつくり上げることが望ましいという点では一致しておるわけでございますが、言つてみますれば、自分の方の立場に基づいて結びたいと考へるのは、これはごく自然の情でございますが、その間の話の詰めが可能であるかどうかというふうなこと、これはやはり考へ合せてまいらなければならぬ。そういうふうな会談の環境であつたわけでございます。そういうことも考へつつ、私としては少し時期を見ておるということでございますので、いろいろ微妙な点がございますので、私の御説明が必ずしも明快でないという御指摘はごもっともかと思つておるわけでも、そんなことを考へておるわけでございます。

○鬼木委員 それは、いまのあなたは御事情をおっしゃつたので、どういうあなたのお見込みというか目安というか、数カ月と言へば、二、三カ月のことだろふと思つておるが、それに限定された。それではそこに大きな確信があり、あなたに御自信があるから、その根拠を私はお尋ねしたのですけれども、どうも答弁が私は納得がいきませんので、これはまた近々のうちに外交、防衛の問題がありますから、またたつぷりと御相談申し上げる。

そこで、中国側が覇権問題で日本政府に対して一体どういふことを求めているのか。いまあなたのおっしゃつたことを承れば、大體理解はしてらつておると思つて、大體はないと思つて、考へは同じのようであるというふうなことをおっしゃつたが、いま國民が一番知りたいのは、一体どこに食い違ひがあるのか、どこでひっかかつておるのか。それはむしろ覇権問題でしょう。そうですが、四項目というのは、あなたがおっしゃつたのだから、特定の第三国を対象としない、日中が共同行動を講ずることを意味しない、世界のどこでも覇権には反対しておる、覇権反対は國連憲章の精神と一致する、あなたの御発言だ、こういう四項目の内容だ、こう私は理解しておりますが、それが一体どこに食い違ひがあるのか、國民が一番知りたいのはそこなんです。いま日中友好条約が締結されない、これにひっかかつておる、じや一体どこに食い違ひがあるのか。

この覇権条項を本文に入れても差し支えないとあなたは明言された。これは大きな前進だと私は思つておるが、一体どこに筋違ひがあるのか、そこがどうもはつきりしない。大體において意見は同じようなところだ、だからもう少し時間をかけてくれ、その点ですね、一番國民が知りたがっているのはそこなんです。大臣もそれはおわかりだろふと思つておるが、新聞とかあるいはその他の方面におきまして、中国側の主張とわが国の方針のどこに食い違ひがあるのか、國民はどうしてもその点が理解できない。

あなたは先ほどもおっしゃつた。國民の合意を得るようにならぬ方も努力をいたします、だから喬冠華外務大臣に、あなたもどうぞ貴國のお話をまとめるように努力してください、お互いにこの点につきまして努力をしようじゃないですか、こうしたお話をなさつておる。まことに結構な話なんだ。これは私には要当な話だと思つて。ところが國民は全然これをわかつていないのだ。一体どこに食い違ひがあるのか、その点大臣お話をできませ

来何回か法改正、在勤法の改正等も繰り返されてきたわけですが、なお、私具体的に、先般も百万円に相当する転任の旅費をもらう人が実際に百八十万円支出しているという声も聞いているわけですが、そういうような実情を十分把握して、机上の空論だけでなく、実情に即して、在外公館に勤務する外交官が安心して外交任務に当たってもらうように配慮してもらいたい。時間がありません。三十分でやれということですから、個々の外交官のそうした生活環境をよくするという意味のことは官房長と個人的にまた御相談をして、公開の席に持ち込む必要があれば持ち込むことにします。大臣、あなたの部下に対する温かい心遣いを大臣として心得ていただきたい。

もう一つ、認証官たる大使、公使の総数がいまだ何人になっているか。事務局で結構です。

○大河原(貞)政府委員 大使が委員九十二名でございます。

○受田委員 その認証官をキャリア組が何名制しておるか、ノンキャリアが何名認証官におるか、御答弁願いたい。

○大河原(貞)政府委員 委員九十二名の中で、上級試験合格者が八十八名、上級試験以外の資格で認証になっております者が四名でございます。

○受田委員 外務大臣、いまの数字をごらんください、一握りの上級合格者が認証官のほとんど大半を制している。ノンキャリア出身はわずかに四名、いまのところ民間出身者もあるいは女性の外交官も認証官にいない。これは上級に合格したというときにその時点でよく勉強したということにおいては私認めますが、ただそれだけが将来の基礎になって運命が決まるということは許されなない。その後もあらゆる点で努力しているという点で人物の評価がされるべきであるのですが、ノンキャリアの皆さんは、せっせと勉強してそしてりっぱな外交官になろうと努力している。ただ上級試験に受からなかったということだけで人生に勝負がつけられるということは問題である。その意味で、九十二名のうち、たった四名しかノンキャ

リアの人がいないというようないのいわけゆるる権威問題に当たれば、孟子の言う王覇の弁で、徳をもって化する王道、力をもって化する霸道、それを中国は用いておるわけですが、まさにキャリア組は外務省を制覇しておるというのです。それをノンキャリアの皆さんに道を聞いて、そして努力すれば認証官にもなれるんだと言え、外交が活気があふれますよ。あなたも、いまの日本の外交陣に活気が沈滞して、そこに魅力が失った事務的外交官がノンキャリアの皆さんにたくさんあふれておる、これに活気を与えて日本の外交に活を入れるという努力を、大臣、あなたの力で少し勇気を持ってやってみられてはどうですか。人材を簡抜する、そして民間からも人材を選ぶ、女性外交官も女性大使も選ぶ、そういうところで日本外交に画期的な成果を上げる努力をあなたの御手でやってもらいたいと思うのですがね。(賛成)と呼ぶ者あり) ありがとう。与党の内閣より賛成の声あり。御答弁を願いたい。

○宮澤國務大臣 私はきわめてごもっともな御指摘だと思っております。ことに一片の試験でいろいろ運命が分かれていくということは確かに問題が多かろうと思っております。受田委員の御指摘のような線で就任以来できるだけそういうことを考えようと思はれておりました。現に総領事ぐらいいなりになると、多分いわけゆるるノンキャリアの者が二十人以上いるのではないかと思っておりますが、だんだんそういう人たちが育ってまいりますと、自然大使にもなっていくという、かなり時間のかかることではございますが、私はそういうふうにご考えてまいりますが、私はそういうふうにご考えてまいらざるべきものだと思っております。また、今回定員増を御承認いただきましたので、いわけゆるる民間から従来の試験以外からの起用ということもかなり今年具体的に実行をいたしております。

女性につきましては、実はごもっともなことなのですが、家族と別れ別れになると非常にむずかしい問題がございます。そういうこともあって、もともと志望者が少ないということが一つあるのであらうと思っております。しかし、だんだんキ

キャリアを積んでまいっておる者も、少数ではございますが、おります。平等な扱いをしていきたいと考えております。

○受田委員 そこに犬養健さんの肖像がある。そのお嬢さんの犬養道子さんなどは、世人、女性の大使として適格者であると多くの人から指摘されておる。別に結婚した女性でなくても、単身の女性の人材が幾らでもある。そんな条件で制約されているという御答弁はまずい。どうですかね。いま野党を通じて賛成という声も圧倒的なんです。この外交陣の活気をあふれさせて、日本外交の勝利を得るために、ノンキャリアを冷遇してきている、これにひとつ大いなる活路を開くという、私、かつてこの席でも申し上げて、その後じ

んぜん月日を費やしている。努力をしておるといふお答えであります。はなはだその進み方たるや遅々として効果がほとんど上がっていない。これをあなたの御手で、この機会に明確にいまの御意思を実績の上で示していただきたい。日本外交の本当の、あふるる、活力のこもった、生き生きとした人間関係、その外交努力、祖国日本の名声を海外に高からしめるという意気込みでやってもらいたい。それではそういうことを、大臣、い

すか、十分ひとつ考慮してもらいたい。

もう一つ、私、今度は法案に直接でなくて間接の問題に触れるのですが、グロムイコ外務大臣の日本訪問ということは、あれは一応約束されたこととじゃなかったのですか。

○宮澤國務大臣 今年私が正月に訪ソいたしましたときに、一九七五年中に来日をせられるということにつきまして合意がございまして、したがって、その後の機会におきましても私はそのことを確認をいたしておりますが、今日まで実現をいたしております。

○受田委員 そのあなたとのお約束は公式のお約束ですか、非公式のお約束ですか。

○宮澤國務大臣 今年一月の会談後に共同の新聞発表をいたしました中で述べられております。

○受田委員 そのお約束が実現していないということ、公約を履行していないということになりますか、どうですか。

○宮澤國務大臣 いろいろな御事情はあることであらうと思っておりますので、非常に厳しく今年内ということではなければならぬとは思いませんけれども、それが何カ月もさらさらとずれるといふことになるようございしましたら、私は、お約束をしたこととそれは違っておると申さざるを得ないことにならうと思っております。

○受田委員 見通しとしては、あなたのいま最後に言われた方向にあるのかどうか、お答え願いたい。

○宮澤國務大臣 明年の二月に共産党大会があるというこのことが、ソ連の政治家にとりましてはかなり大きな出来事のようにございまして、その間、過去の経緯から申しますと、ブレジネフ書記長の訪米という問題が未確定のまままで今日に至ったという経緯がありまして、先方なりの御事情と

いうのは私も全く理解をしないわけではございません。恐らく、現在目の前にあります一つの問題は、二月の二十日過ぎの党大会というものについての諸準備等々、あるいはまたSALTとの関連でブレジネフ書記長の問題もあらうかと思っておりますが、その辺のことではなからうかと思っております。想像しております。実はつい最近でございまして、けれども、もう年内というものが残った日が少ないわけでございますから、十二月のぎりぎり押し詰まっても、と申しますのは、ソ連にはクリスマスというようなものはないわけでございますし、私どもはまあ年末でも働いておりますから差し支えないというところをソ連の大使に伝えるところでございまして、それにつきまして明確な返事をもらっております。ただいまそんなような実情でございまして。

○受田委員 ソ連政府は領土問題について日本と話し合う意思があると思われませんか、ないと申されるのですか。

○宮澤國務大臣 これは今年一月に現実、第二次大戦後の残された問題のわれわれにとっては非

常に大きな問題の一つとして、二日間にわたって討議をいたしております。そうして、今年内にソ連外相が訪日をされて話の続きを行うということが合意されておりますので、したがって、お尋ねに對するお答えとしてはイエスである、そういう気持ちを持っておるといふふうにお答えをいたすべきかと思ひます。

○受田委員 そのイエスというときは、領土問題を議題として話し合うということなのか、掘り下げた話し合いの前の基礎的な議題とするかどうかということについての話し合いかどうかです。その意味からお伺いします。

○宮澤國務大臣 今年一月にも議題として話をいたしておりますし、そのことを継続して討議することを合意しておりますので、ただいまの御質問には肯定的にお答えをして間違ひはないと思ひます。

○受田委員 非常にはつきりしておるようでございます。そうすると、グロムイコ外務大臣が日本をお訪ねになるのに、領土問題についての何かの障害を感じてという意味ではないということになりますか。もしいまの見通しが、年内に——いまからわずかしかなければ、これはもうとてもできそうにない、言うなれば、年を明けても非常に早い機会でないといふ七十五年といふことは当たらぬことになるのですから、私は何か一つここに懸念があるんです。そういうグロムイコ外務大臣がおいでになれない——そうむずかしいことではないのですから、親友の宮澤さんもおいでのことであることですから、あなたがすぐ外務大臣をおやめになるということでもないから、おんびりしようという意味ではなくて、とにかくおいでになつてしかるべきである。何か懸念されることがあれば、領土問題が制権問題か何か引つかかるものがあるというお考えは外務大臣ないですか。

○宮澤國務大臣 年内に訪日をするというこの合意を今年一月に新聞発表をいたすまでの経緯の中で、グロムイコ外務大臣はかなりそれについて国内的にむずかしい問題が多いということをお尋ねされて、そういう結論になります。実は相当経緯がございました。ですから、多少はいろいろ事情があらくなるのであらうと思ひますが、しかしそれにもかかりませぬ、そういう決定を公表をいたしましたときには、領土問題がすでにそれまでの二日間モスクワで討議をされ、しかもその継続を東京で行うということはグロムイコ外務大臣は無論よく承知をしておられるわけでございますから、ただいまの受田委員の御懸念といったようなものは当時からあるのならばあったのだ、その上で訪日ということが決まっておるといふふうにお尋ねして差し支えないと思ひます。

○受田委員 われわれが報道陣を通じて耳にすることが、領海十二海里を主張されるソ連の領域に入つてつかまる。非常に苦勞しておる。今度は逆に日本の方は三海里というところで、日本の領海に入つて漁船の網をいろいろと傷つけるなどの事件が起つておる。この問題を放置することは日本外交の努力の不足を物語ると思ひます。北方海域の漁業の円満な遂行を図らしめる措置として、領海問題の解決というのに先立つた何かの対策が要すると思ひます。

○宮澤國務大臣 いわゆる安全操業問題、ソ連は安全操業という言葉を拒否するわけでございますが、安全操業問題についてはしばしば両国の間で話があり、ソ連に對してもその態度われわれの立場を述べておるわけでございますが、依然としてそのような問題が後を絶たない、きわめて残念なことでございます。その態度、私もはもとより抗議すべきは抗議をいたして、また話し合いをすべきは話し合いをいたして、また話し合いをすべきは比較的通報等の点は怠りなく通報してまいりますが、今年一月の際にも私はこの話をグロムイコ外務大臣にいたしました。次の会談においても再度お話をしなければならぬと思ひつておるわけでございます。

○受田委員 すかつとお尋ねしたい問題が二つ残っております。その一つ、南ベトナムの壊滅によつての難民、それをわが国が一時的に受け入れた措置をとりました。こういう問題は非常に今後起こる危険がある問題でございますが、難民を受け入れる国内法というものが整備されておらない。国際的にも問題がある。難民を措置する国内法の制定及び国際関係の樹立についてどういふ対策をお持ちであるか、すかつとお答えをいただきます。

○宮澤國務大臣 ベトナムからの今年の難民の場合、わが国が受け入れませんと、またあちこちをさまよわなければならぬという実情でございます。したので、受け入れをいたしたケースが幾つか出てまいりました。人道的な立場からいたしたことでございます。

なお、難民に關しましての国際条約加入につきましては、法務大臣が今年国会におきまして、前向きに検討するという答弁をしておられたと記憶をいたしております。この点につきましては、正確を期する意味で法務省当局からお答えを願ひたいと思ひます。

○竹村説明員 難民というものにつきましては、發生の原因とか背景事情等の諸点において非常に種々雑多の態様のものが予想されるのでございまして、内外に及ぼす影響等を勘案しながら、受け入れの範囲、手続をどのようにするか、それから法律上及び實際上の処遇をどのようにするか、そういう点について目下検討しております。

特に難民条約に加入することとなりますと、これに對して国内法の整備をしなければなりませんし、その中でも出入国管理関係法令の整備が不可欠となるわけでございます。入管局といたしましては、かねてからこの条約に加入しておる諸国の国内の立法例の研究を初め、そういう諸國の運用の実際でどのような問題があるかなどを中心といたしまして、またわが国内法との抵触

部分や改正点につきまして検討を重ねております。これらの点につきましては、われわれといたしましては、慎重に、しかし積極的に対処しておるといふところでございます。

○受田委員 大変とつびなお尋ねでございますが、朝鮮半島に事件が起こつた、そこから大量の難民が日本へやってくる。朝鮮半島に事變が起れば、一番身近なわが國に難民が押し寄せ、政治亡命者も出てくるはずでございます。そういうときにどういふ措置をとるか。その中に、韓國の軍人とかあるいは軍隊等が日本へ亡命あるいは難民としてやってくるというときに、これらの皆さんを米軍の基地内に收容することができようか、法律的にお答えを願ひたい。決して架空の問題じゃなくて、朝鮮半島に事件が起こつた、一番身近なところへ船その他で、日本へどんどんやってくる。ところが軍人、軍隊といふものを在日米軍の施設の中に收容するといふのかどうか。これはもう外務省の御答弁の方になるんですよ。法務省ではないんですよ。

○宮澤國務大臣 私から大まかなことだけをまず申し上げたいと思ひます。

かつて今年国会におきまして、朝鮮半島に騒亂が起ることとわが國との関連につきまして、実は例示として私から進んで御答弁を申し上げたことがあるのでありますが、わが國にそのような形で武器が持ち込まれる、あるいは武装した人々が来るというときは、これはわが國にとって決して好ましいことではない、したがって、そのような騒亂が起らないといふことについてわれわれは非常な関心を持ち、努力をしておるのでございます。したがって、きわめて人道的な例外的な場合といふものは絶対に排除できるとは私は申しませんけれども、いまのような事態はわが國として歓迎すべき事態ではないといふふうには私としては考へております。

なお、法律問題につきましては政府委員から申し上げます。

○松永(信)政府委員 御承知のごとく、日米安保条約上に日本国の施設区域を使用する目的が明記されているわけでございます。したがって、その目的を害するような施設区域の使用ということは条約上認められないことであろうと思

一般論としてはいま申し上げたとおりでございますけれども、個々のケースについては、それでは一人たりともそういう場合に認められないのか、たとえば仮定の問題といたしまして、日本に入ってきた難民が施設区域に宿泊することが一人たりとも例外は認められないのかということになりま

○受田委員 これは現実にもそういう可能性をわれわれが感じるがゆえにびしっとしておかなければならぬのですが、難民、政治亡命者が朝鮮半島に近接したわが国の沿岸にやってくる。波打ち際で、おまえら帰れと押し返すわけにいきません。

○松永(信)政府委員 難民に関する条約につきま

いたしまして、この条約に参加するための条件を目下関係省庁の間でいろいろ検討している段階でございます。ただ、その検討しております段階で法律的な問題がいろいろございますことは、先ほど入管の次長から申されたとおりでございます。

○受田委員 これで質問を終わりますが、これは慎重に検討をでなくて、その検討の結果を早く出して、もう周辺に突例が、この間出たのを早速に答えを出すように努力してもらいたい。

○宮澤國務大臣 日米安保条約は、日米の友好、相互信頼を基礎にいたしておりますので、ただいまのようなことが仮に仮定の問題として起こりま

思います。

○受田委員 あとはまた次の機会に……

○藤尾委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤尾委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。

○藤尾委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○藤尾委員長 次回は来たる九日火曜日午前十時

午後零時四十七分散会

内閣委員会議録第二号中正誤
段行 誤 正
官防 官房

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

昭和五十年十二月五日

昭和五十年十二月十日印刷

昭和五十年十二月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局